

# 令和4年度あわらし農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月1日（金）午後1時10分から2時34分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

|        |     |     |    |
|--------|-----|-----|----|
| 会長     | 12番 | 丸谷  | 浩二 |
| 会長職務代理 | 2番  | 藤野  | 雄次 |
|        | 3番  | 北田  | 和彦 |
|        | 4番  | 糠山  | 秀雄 |
|        | 5番  | 舘   | 邦夫 |
|        | 6番  | 松井  | 成樹 |
|        | 7番  | 三上  | 将治 |
|        | 8番  | 宮腰  | 茂雄 |
|        | 9番  | 谷川  | 聡志 |
|        | 10番 | 長谷川 | 太佑 |
|        | 11番 | 林   | 恵子 |
|        | 13番 | 北   | 廣見 |
|        | 14番 | 朝倉  | 雪  |

4. 欠席委員（1名）

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 委員 | 1番 | 川端 | 伸造 |
|----|----|----|----|

5. 議事日程

|    |                             |
|----|-----------------------------|
| 第1 | 市長挨拶                        |
| 第2 | 委員の紹介                       |
| 第3 | 臨時議長選出                      |
| 第4 | 議事録署名人の指名                   |
| 第5 | 議案第1号 会長の選出について             |
|    | 議案第2号 議席の決定について             |
|    | 議案第3号 会長職務代理者の選出について        |
|    | 議案第4号 運営委員会・小委員会の委員選出について   |
|    | 議案第5号 農業委員の担当地区について         |
|    | 議案第6号 農地利用最適化推進委員の選任について    |
| 第6 | その他                         |
|    | (1) あわらし市農業委員会諸規程等について      |
|    | (2) 7月の農業委員会定例総会・研修会の日程について |

### (3) 事務局からの連絡事項

6. 事務局 局長 東 俊行  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 伊藤 祥恵

### 7. 会議の概要

#### ◇ 開会宣言

局長： それでは、ただいまから、改選に伴いますあわら市農業委員会の臨時総会を開会いたします。

本日は改選後初めての農業委員会総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、本日の農業委員会総会の招集者は市長となっております。

まず、あわら市長より招集のご挨拶を申し上げます。

#### ◇ 市長挨拶

市長： 皆さん、ご苦労さまでございます。

本日ここに、新たに就任された農業委員の皆様をお迎えし、あわら市農業委員会の臨時総会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

農業委員の皆様方には、日頃からあわら市の農業振興並びに市政全般にわたり大変温かいご支援とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、今日の農業を取り巻く環境は厳しく、農業従事者の高齢化と担い手不足、耕作放棄地の増加、農業用資材の高騰など、喫緊の課題が山積しております。このような課題解決に当たっては、行政、農業者団体、関係機関が連携して取り組まなければなりません。

本市といたしましては、農業者の自主的・先駆的な取組の支援、生産技術の向上・所得向上につながる支援、遊休農地解消に向けた取組支援、様々な面から農業振興に寄与する施策を進めてまいります。

農業委員の皆様には、今後3年間、遊休農地の発生防止、農地利用の最適化に取り組んでいただくとともに、地域農業における中心的存在としてご活躍いただき、本市の農業発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、農業委員の皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸、また、あわら市農業委員会のますますの発展をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は御苦労さまでございます。どうぞよろしく願いいたします。

◇ 定足数の確認

局長： 市長はこの後公務がありますので、ここで退席させていただきます。

まず、出席状況をご報告申し上げます。本日の出席委員は14名中13名であります。なお、1番川端委員から欠席の届出がございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数以上が出席していますので、この総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、ただいま皆様の議席につきましては、農業委員としての既数及び生年月日などを基に仮の議席となっておりますので、ご了承のほうをお願いいたします。

◇ 委員の紹介

局長： 続きまして、本日初顔合わせということでございますので、簡単に皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介の順番は、2番の藤野さんのほうから、3番、4番という順番でお願いしたいと思います。行政区とお名前をおっしゃっていただいて、自己紹介のほうをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【委員 自己紹介】

局長： ありがとうございます。

続きまして、事務局のほうの紹介をさせていただきます。

私は、農業委員会事務局長を兼務しております、農林水産課長の東と申します。よろしくをお願いいたします。

高嶋補佐： 同じく農業委員会事務局長補佐の高嶋でございます。よろしくをお願いいたします。

松村主査： 同じく松村です。よろしくをお願いいたします。

伊藤主事： 同じく伊藤です。よろしくお願ひします。

局長： 以上4名で局務に当たらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日の農業委員会の臨時総会の日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

◇ 臨時議長の選出

局長： それでは、日程第3「臨時議長の選出」を行います。

今回は改選後最初の総会ということで、会長が不在になっております。会長選出までの臨時議長について、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

ありがとうございます。ただいま事務局一任とのご発言がございましたので、事務局より指名をさせていただきます。

それでは、朝倉委員に臨時議長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは朝倉委員、議長席のほうをお願いいたします。

臨時議長： ただいま臨時議長の指名を受けました朝倉でございます。会長が選出されるまでの間、不慣れではございますが、臨時議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては、皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

#### ◇ 議事録署名人の指名

臨時議長： じゃ、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、2番藤野委員、3番北田委員の両名を指名いたします。

#### ◇ 議 事

臨時議長： 次に、日程第5「議事」に入ります。

#### ◇ 議案第1号 会長の選出について

臨時議長： 議案第1号「会長の選出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 会長選出について、事務局から説明申し上げます。

会長の選出につきましては、あわら市農業委員会規則第1条第1項によりますと、会長の選挙は単記無記名で行い、得票の最多数を得た者を当選者とする。ただし、得票数が同数の者が2人以上あるときは、くじで当選者を定めるとなっております。また第2項に、委員中に異議がないときは指名推選の方法を用いることができると規定してあります。要約しますと、会長選出には投票と指名推選の方法がありますが、指名推選は異議がない場合にのみ行うことができるというものです。

臨時議長： ただいま事務局の説明にありましたように、指名推選並びに投票の方法によることとありますが、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」の声あり)

指名推選との発言がありましたが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がありませんので、指名推選によることに決定いたしました。

どなたか推薦する方はいますか。

- 10 番： 丸谷委員を推薦します。前回、会長職務代理者を務められ、過去に農地利用最適化推進委員も経験されている丸谷委員が、経験、知識ともに持ち合わせており、会長に適任だと思います。

臨時議長： ただいま丸谷委員を推薦するとの発言がありました。ほかに推薦者はいませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、丸谷委員を会長と決定いたします。

委員の皆様の拍手をお願いいたします。

(拍手)

丸谷委員、会長就任のご挨拶をお願いします。

会 長： 皆さん、ご苦労さまでございます。ただいまは会長のご指名をいただきました。皆様のご同意をいただきまして就任をさせていただくわけでございますけれども、見てのとおり、浅学非才の私でございます。皆さん方の多大なご協力をいただきながら職務を全うしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

臨時議長： 以上をもちまして、臨時議長の職務を終えることができました。皆様方のご協力により、無事役目を果たすことができましたことに対して、厚くお礼申し上げます。これにて降壇させていただきます。ありがとうございます。

局 長： 朝倉委員、臨時議長ありがとうございました。

この後の進行につきましては、あわら市農業委員会総会会議規則第5条、会長は総会の議長になるという規定がございますので、それに基づきまして、丸谷会長に議長をお願いします。

丸谷会長におかれましては、議長席のほうにお移りいただき、以後の進行をお願いいたします。

#### ◇ 議案第2号 議席の決定について

議 長： では、不慣れですけれども、職務を務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事に戻ります。議案第2号「議席の決定について」を議題といたし

ます。事務局の説明を求めます。

事務局：事務局より説明申し上げます。

議席につきましては、あわら市農業委員会総会会議規則第4条第1項によると、委員の議席は会長が定めとなっております。改選後初めての総会ですので、会長に定めていただきたいと思います。

議長：ただいま事務局の説明のとおり、委員の議席は会長が定めとなっておりますので、私から議席を指定させていただきます。委員の議席は、現在各委員さんが着席をされております仮議席をそのまま本議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ◇ 議案第3号 会長職務代理者の選出について

議長：続きまして、議案第3号「会長職務代理者の選出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：事務局より説明申し上げます。

会長職務代理者の選出につきましては、あわら市農業委員会規則第2条第2項によりますと、会長職務代理者の選任につきましては、会長の選挙の規定を準用するとなっております。会長選出と同じく投票と指名推選の方法がありますが、指名推選は異議がない場合にのみ行うことができるというものです。

議長：ただいま事務局の説明のとおり、会長職務代理者の選出についても会長の選出規定を準用することになっています。したがって、指名推選と投票の方法がございしますが、いかがいたしましょうか。

（「指名推選」の声あり）

指名推選の発言がありましたが、ご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、指名推選によることに決定いたしました。

誰か推薦する方はいますか。

13番：13番北です。名簿を見ても、初めてお会いになる方がかなりいらっしゃるようでございますが、前回の農地利用最適化推進委員を務めておられました藤野雄次さんをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長：ただいま藤野委員を推薦するとの発言がございましたが、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ほかにご意見ありませんので、それでは、藤野委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。皆さんの拍手をお願いいたします。

(拍手)

したがいまして、あわら市農業委員会の会長職務代理者は藤野委員と決定いたしました。藤野会長職務代理者より一言お願いいたします。

- 2 番： ただいまご指名を賜りました藤野です。1期目ですけども精いっぱいやらせていただきますので、皆さんのご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ 議案第4号 運営委員会・小委員会の委員選出について

議 長： 続きまして、議案第4号「運営委員会・小委員会の委員選出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： 事務局よりご説明申し上げます。

あわら市では、農業委員会の任意の小委員会として、運営委員会、農政委員会、農地利用検討委員会の3つの委員会を設置しております。

まず、運営委員会についてですが、5名の委員で構成し、農業委員会の運営に関する重要事項を協議しております。これまでですと年2回から3回運営委員会を開催し、重要事項を協議しております。

議 長： ただいまの事務局の説明のとおり、農業委員会の任意の組織ではございますが、運営委員会を設置させていただきたいと思います。

その選出については、会長と会長職務代理者に加え、3名の委員で構成したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようでございますので、会長と会長職務代理者以外の運営委員3名の選出について、選出をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。休憩中に3名の委員を選出いただきますようお願いいたします。

【休憩】

議 長： では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局より、選出された委員の報告をお願いいたします。

局長： それではご報告いたします。谷川委員、北委員、三上委員、以上でございます。

議長： ただいま報告のありましたとおり、賛成される方の拍手を求めます。

(拍手多数)

ありがとうございます。全員拍手で承認いただきました。したがって、運営委員会の委員は、会長、会長職務代理者及び谷川委員、北委員、三上委員の5名と決定いたしました。

なお、本日の全日程終了後、引き続き運営委員会を開催いたしますので、ただいま選出された各委員は出席いただきますようお願いいたします。

引き続き、小委員会の委員を選出したいと存じます。事務局の説明を求めます。

事務局： 事務局より説明申し上げます。

運営委員会以外の2つの委員会の内容についてですが、農政委員会につきましては、主に農地転用の履行確認や違反転用の指導対応、担い手育成などを行っていただきます。農地利用検討委員会につきましては、遊休農地の利用対策、畑作調査などを行っていただきます。運営委員会以外の方には、いずれかの委員会に所属していただきたいと考えております。

議長： 事務局の説明のとおり、いずれかの委員会に所属をしていただきたいと思っております。暫時休憩いたします。

【休憩】

議長： では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員が決まりましたようですので、報告いたします。

農政委員会には、朝倉委員、松井委員、館委員、北田委員の4名を選任いたします。また、委員の互選により、朝倉委員が委員長、北田委員が副委員長となりましたので、併せて報告させていただきます。

次に、農地利用検討委員会は、長谷川委員、糠山委員、宮腰委員、林委員、川端委員の5名を選任いたします。また、委員の互選により、長谷川委員が委員長、糠山委員が副委員長となりましたので、併せて報告をさせていただきます。

#### ◇ 議案第5号 農業委員の担当地区について

議長： 続きまして、議案第5号「農業委員の担当地区について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：事務局より説明申し上げます。

担当地区につきましては、農業委員会名簿の右側に記載されている地区を担当していただきたいと思っております。番号9番の谷川委員の担当地区が括弧書きになっておりますのは、先ほども谷川委員よりご報告ありましたとおり、谷川委員につきましては中立・公平な立場の委員としてなっております。農業につきましては詳しくないという面がございますので、金津地区を担当されます館委員のサポート的に担当地区を持ってもらうというような形でお願いしたいと考えております。

以上です。

議長：説明が終わりました。本件について質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、ただいま事務局から説明のあったとおり、委員名簿記載の地区をもって担当地区といたします。

なお、変更すべき集落等がございましたら、速やかに事務局へ報告いただきますようお願いいたします。

#### ◇ 議案第6号 農地利用最適化推進委員の選任について

議長：続きまして、議案第6号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：事務局より説明申し上げます。

あわら市農業委員会では10名の推進委員を選任することになっております。4月に公募しましたところ、定数10名のところ10名の推薦がございました。定数と推薦者が同数であるため、選考の必要はございません。推薦されました方につきましては、名簿のとおりでございます。

以上です。

議長：本件について、事務局より推進委員の報告をお願いいたします。

事務局：名簿を見ていただきまして、第1区域5名、第2区域5名、合計10名となっております。

以上です。

議長：ただいま事務局から説明のありました10名を農地利用最適化推進委員に選任いたします。

暫時休憩いたします。

【休憩】

◇ その他（１）

議 長： では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第６「その他」に入りたいと思います。（１）「あわら市農業委員会諸規程等について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいま説明がありました「あわら市農業委員会諸規定等について」、ご質問はありませんか。

５ 番： ちょっと質問なんですけども、全く初めてなんで分からないんで質問しますけども、先ほどから出てる農地利用最適化推進委員と我々との違いというのは何かを簡単に説明お願いしたいと思うんですけど。

事 務 局： 農業委員と最適化推進委員さんとの違いなんですけれども、基本的には農業委員会を構成しているということには変わりございませんけれども、大きく異なる部分に関しましては、農業委員の皆様には農業委員会での議決権がございます。総会に参加していただいて、いろんな農地転用や売買等の案件が上がってくることにについて、皆さんに審議していただき、最後に議決を採ることになるんですけれども、一緒に推進委員の方は会議に参加していますけれども、参加していて同じように意見を言うことはできるんですけれども、議決権はございませんので、その点が大きく異なる点でございます。ただ、農業委員と推進委員の方は、名前こそ違いますけれども、一緒に活動していただくという点では大きな違いはございません。一緒に農業委員会として活動していただくという点では同じでございます。

議 長： よろしいですか。

５ 番： どうもありがとうございました。

議 長： ほかにご質問ございませんか。

（質問、意見なし）

ないようですので、その他（１）を終わります。

◇ その他（２）

議 長： 続きまして、（２）「７月の農業委員会定例総会の日程について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 事務局よりご説明させていただきます。

７月の第１回定例総会につきましては、７月２７日水曜日午後１時半を開催予定としております。

以上です。

議 長： ただいまの説明について、質問はありませんか。

第１回目の定例総会は７月２７日午後１時３０分からとなりますので、よろしく願いいたします。

◇ その他（３）

議 長： 次に、事務局から連絡事項があるようですので、説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： 今、事務局からいろいろと説明がありました。何か質問はありませんか。

５ 番： 全く初めてなんで、ちょっといろいろ聞きますけども、まず、作業服というのはマストなんですか。どういうときに着るものなんですか。

事 務 局： 農業委員として農場をパトロールしていただいたり、調査に出ていくときには着ていただきたいものなんですけれども、ただ、ご自分で作業服を持っておられて、そちらで構わないというのであれば、必ず購入してくださいというものではございません。全員おそろいものを着ないといけないということはございませんので、持っておられない方は、今後、活動時に着ていただくために購入していただきたいということですので、必ず購入してくださいというものではございません。

５ 番： それは、バッジについても一緒なことなんですか。

事 務 局： バッジは、通常、本当ならこういう総会でもバッジをつけていただきたいんですけども、研修に出るときなど、バッジは農業委員会の活動をするときには本来つけていただくものですので、できましたら購入していただきたいです。

5 番： 名札ありますよね。これとバッジとの関係はどうなるんですか。

局長： 名札は、通常の総会するときにもつけていただきたいですし、現地調査に行かれるときは、腕章をお渡ししますんで、今ほど申しあげましたように、作業服、着ていただいても結構ですし、ご自身の作業服を着ていただいて、腕章をしていただいて、名札もつけていただくというようなことで、名札のほうは臨機応変に使っていただくということをお願いいたします。

5 番： バッジはマストではないということ？

局長： 必ずご購入いただきたいという、絶対と、必ずということではございません。

5 番： それと、何か事務局に連絡せなあかん場合が出たときの直通電話番号ってありませんよね。それを教えてください。

事務局： 73-8024でございます。

5 番： 73-8024。

事務局： はい。

3 番： 先ほどの作業服のやつで、さっき支給と言ったんですが、これは自分で購入ですか。支給ですか。

事務局： 支給でございます。

3 番： お金はかからんということやな。

事務局： はい。

議長： ほかの方はどうですか。

今バッジの話が出ておりましたけれども、今まではコロナで、いろんなところへ研修というのはほとんどありませんでした。でも、その前は県内、県外問わず視察なんかもありました。そういうときには、やはりほとんどの方がバッジをつけて行かれていたように記憶をしております。よその市町村の方も、そういった研修会ときには同様にバッジはつけてこられて参加をしておりました。強制ではないとい

うふうになっておりますけれども、できればそういうことはお願いしたいなというふうに思います。

ほかの方で何かご質問ありませんでしょうか。

3 番： 月ごとの活動計画表ってもう配付されてるんですが、これの説明はこの後ですか。

事務局： 一応配付させていただいたんですが、コロナの関係で、まだ会議等詳細がつかめておりませんので、参考に置かせていただいたんですけども、研修等、まだはっきり載せられない部分もございますので、去年のを考えながら作成だけさせていただきましたので、はっきり決まったというものではないので、参考程度にご覧になってください。すみません。

3 番： 基本的に研修会とか毎月参加するのは難しいと思うんですけどね。もしもあった場合。

事務局： 研修会といいますが、研修会だけのために集まるというよりは、総会後に少し20分、30分ほど残っていただいて、いろんな事案についてお話しさせてもらったり、そういったものを研修と呼んでおりますので、そのためだけに集まってということではございません。

3 番： どっかほかへ行っての研修とか、そんな内容じゃなくてね。

事務局： そうですね。ここに毎月のように書かれています研修というのは、総会後にちょっとしたお話をさせてもらうために書いているものです。

議長： ほかの方、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

では、質問がないようですので、事務局説明のとおり、委員各位のご協力をお願いいたします。

#### ◇ 閉 会

議長： 以上をもちまして本日の臨時総会を終了いたします。長時間にわたり慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

令和4年7月1日

臨時議長

議 長

委 員

委 員